

個人情報の共同利用

蝶理健康保険組合と各事業所は健康診断結果などの個人情報を共同利用して、健康管理、重症化予防や受診勧奨等を共同して実施しています。両者間で「コラボヘルスに関する覚書」を締結し、個人情報保護法第 27 条にもとづいて健康情報を共同利用しています。

【共同利用とは】

個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、特定の者との間で共同事業を実施し、個人データを共同利用する場合、「特定の項目(利用される個人データの項目等)」をあらかじめ公表していれば、共同利用者は第三者に該当しません。

【共同利用の詳細】(個人情報保護法第 27 条にもとづく周知事項)

共同利用するデータ	利用目的
①連絡先 (氏名、所属、電話番号、メールアドレス)	下述の指導、受診勧奨等を実施するため。
②労働安全衛生法、および労働安全衛生規則で定める健康診断 ・定期健康診断、入社時健診、赴任時/帰任時健診等の診断結果 ・問診票データ	「健診結果およびリスク保有者データ」にもとづく健康指導 ・左記の健康診断、人間ドックの検査値がリスク保有判定値を上回る者について、該当者の事後指導等を効果的に実施するために、活用します。 ・事後指導の案内/実施を、外部業者に委託する場合があります。(個人情報保護法上の「第三者提供」には該当せず、業務の委託となります)
③人間ドック ・人間ドックの結果 ・自己負担のオプション検査結果 ・問診票データ	「健診結果および問診票データ」を用いたデータ分析 データを分析し、組織毎の健康リスク傾向や健康課題抽出を行い、効果的に健康推進事業を実施するために活用します。
④高リスク者の受診状況(※) ⑤健康管理基準区分判定結果(産業医)	高リスク保有者に対する医療機関等への受診勧奨 産業医が再検査や治療が必要と判断した「高リスク保有者」に対し、重症化予防のために会社より受診勧奨を実施します。

※高リスク者が医療機関を受診しているかを確認し、受診していない場合、医療機関等の受診勧奨を行うものです。過去の病歴等は含まれません。

共同利用者の範囲		データ利用の責任者
蝶理株式会社 その他の事業所	・診療所(東京、大阪)の医師/看護師 ・人事関連部署の管理職/健康管理業担当者	健康管理業務担当者
蝶理健康保険組合	健保組合の職員	常務理事

- ✓ 本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。
- ✓ 上記の利用目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ありません(上記目的以外で使用した場合、責任者及び違反者には罰則が課せられます)。
- ✓ データ共有に同意されない場合、人事または健保組合に申し出ください。